

筑波大学におけるベビーシッター割引券に関する取扱要綱

ヒューマンエンパワーメント推進局

令和8年4月15日制定

(目的)

第1条 本要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に基づく事・子育て支援事業として、公益社団法人全国保育サービス協会（以下「協会」という。）が実施するベビーシッター派遣事業にかかる割引券制度（以下「本制度」という。）について、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が、協会から承認を受けた事業主として、対象者たる本学教職員に対する割引券の配付等、本学における運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用の根拠、用語及び所管)

第2条 本制度の運用については、本要綱のほか、子ども家庭庁のベビーシッター派遣事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び協会のベビーシッター派遣事業約款(以下「事業約款」という。)の定めるところによる。

2 本要綱の用語は、特に断らない限り、実施要項及び事業約款の例による。

3 本学における申請受付、割引券の交付その他本制度に係る事務手続は、ヒューマンエンパワーメント推進局（以下「局」という。）が取り扱う。

(利用対象者および利用条件)

第3条 本制度は、本学と雇用関係にある教職員（非常勤を含む）が、本学の業務に従事する日に限り利用できる。

2 前項に定めるほか、対象児童の範囲、ベビーシッターの用途その他割引券の利用条件は、実施要綱・事業約款に定めるところによる。

(割引券の交付・利用枚数)

第4条 割引券は、1家庭あたり月24枚かつ年間280枚を配付の上限とする。ただし、1家庭について利用枚数が上限に満たない場合であっても、配付総数が、本学が協会から発行を受けることができる枚数の上限に達したとき、または、本学のこの事業のための予算が尽きたときは、割引券の交付を打ち切ることがある。

2 割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚まで利用できる。

3 多胎児にかかる取扱いは、実施要綱・事業約款の定めによる。

4 割引額、対象外料金（交通費、会費、キャンセル料等）、復職準備利用等については、実施要項・事業約款の定めるところによる。

(申請手続等)

第5条 割引券の利用申請手続その他本制度の運用に必要な細目は、別途、筑波大学におけるベビーシッター割引券申請要領で定める。

(利用方法および利用後の処理)

第6条 割引券の配付を受けた者(以下「利用者」という。)は、協会およびベビーシッター事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)の定めに従い、事業者と利用契約を締結して割引券を利用するものとする。

- 2 利用者は、前項の利用契約を利用者本人の名義で締結しなければならない。
- 3 利用者が割引券を利用するには、協会所定のウェブサイトアクセスして、「割引券画面操作マニュアル」に従い、所定事項を入力して利用登録をしなければならない。
- 4 利用者は、割引券の利用後は速やかに、前項の利用登録上のステータスを「利用済」に変更しなければならない。
- 5 割引券の利用期限が経過した後になっても、ステータスが「利用済」に変更されていない場合、その割引券は、未使用であっても割当が取り消され、使用できなくなる。
- 6 前項の場合、利用者は、未使用の割引券をすみやかに局に返却しなければならないものとし、利用者がこれを怠るときは、局は当該利用者に対し以後の割引券の割り当てを停止することがある。

(在庫管理および配布制限)

第7条 局は、割引券の在庫状況に応じて、その配付を一時停止し、又は、配付時期を調整する等配付を制限する措置をとることがある。

(改廃)

第8条 本制度は、法定外福利厚生として実施するものであり、本学の予算状況等に応じて、その内容を変更し、又は、実施を中止することがある。

- 2 本要綱は、実施要綱・事業約款の変更その他の必要が生じた場合には、改廃される。

附則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。